

福山大学 大学教育センター 大学教育論叢
第2号(2015年度) 2016年3月発行

教育・保育現場における子どもの著作権をめぐる一考察

田中宏和

教育・保育現場における子どもの著作権 をめぐる一考察

田中 宏和*

A Study on the Copyrights concerning Works Created by Children
in the Fields of Education and Nursing

Hirokazu TANAKA*

ABSTRACT

Restrictions by the copyright act are supposed to be imposed on materials which are used for educational purposes in schools or other educational institutions. On the other hand, as for the restrictions on using and opening to the public of works created by children in the fields of education and nursing, there are no clear provisions in the copyright act. However, it is obvious that even children who have created works should enjoy their copyrights and their rights should be treated as strictly as those of adults. In this article, what kind of problems can be brought about in the present state described above is dealt with and also the situations surrounding works created by children in the fields of education and nursing are speculated upon.

キーワード：教育・保育現場の著作権，著作権の制限，子どもたちの著作権

1. はじめに

教育・保育現場と著作権の関わりは根深い。保育所や幼稚園、小学校などを訪れるとそれは一目瞭然であるが、教室内の掲示板をはじめ、廊下の壁面、玄関などの入り口、更には園や学校を取り囲む塀に至るまで、何かしらの著作物で埋め尽くされている場合が多いのである。それらが法律的に見て、合法なものであるか、違法なものであるかを論ずるつもりはないが、間違いなく教育・保育現場には著作物という客体が溢れている

我が国の著作権法は、同法第 35 条などに学校その他の教育機関における著作物利用のため、学校その他の教育機関という形態に根拠を置き、著作権を制限している。すなわち、学校その他の教育機関において利用される既存の著作物については、多くの場合、著作(権)者側の権利主張に制限がかかるのである。このような著作(権)者への制限規定は「著作者の経済的利益と情報を利用する社会一般の利益」との「調和のためのツール」という説明もなされる¹⁾。

ところが、著作権法が想定している学校その他の教育機関における権利制限というものは、あくまで既存の著作物を学校その他の教育機関で使う場合を想定しているだけであり、当該施設の中で教育・保育課程の成果として生成される乳児・幼児・児童(以下、「子ども」とする。)の著作物への制限については何ら想定されていない。小学校課程での図画工作の授業に代表されるように、我が国の教育・

*大学教育センター非常勤講師・福山平成大学福祉健康学部こども学科講師

保育課程は「絵を描く」「物を作る」ことを前提としているが、一方で、そこで形成される子どもたちの著作権は現場から直視されず、軽視され続けているのである。

そこで本稿では、教育・保育現場で生成される著作物の現状を考慮し、それらが著作権法上どのような問題を生じさせるかについて考察をしたい。周知の通り、我が国の著作権法は加盟するベルヌ条約に基づき権利の発生について無方式主義を採っている。ここで言う無方式とは、著作権という権利が発生する段階において登録などの方式を必要とせず、単に創作物が著作物となる時(作品が完成する時)に同時に著作権も発生するという考え方である。それ故、たとえ保育・教育課程上で生まれるものであったとしても、子どもの著作物に著作権が生ずることは疑いの余地はないだろう²。しかし、子どもとされる時期は民法においては法律行為に対する意思表示の形成が不十分な期間でもある。そのような複合的で総合的な問題を解き明かし、保育・教育現場における子どもの著作物の取り扱いをどのように考えるべきかについて示唆を与えることが、本稿のねらいである。

2. 教育・保育現場における子どもの著作物の実態

保育所、幼稚園、小学校を訪れば、まず目に入ってくるのが子どもたちの描いた絵画などをはじめとする著作物群であろう。それは、単純に同じテーマについて各々が描いたものを並べて展示している形態もありうるし、各々が担当した作品が寄せ集まって、クラス全体もしくは学年全体で一つの作品を形成している場合もありうる。その評価が絶対的であるとは限らないが、教職員が良いと思った作品をピックアップし、額装展示をしている場合もあるだろう。少なくとも、教育や保育が施す膨大な時間と労力を用いて作られたそれらの力作は、大人が見ても「作品」として楽しめるものである。

しかしながら、子どもたちがこれらの作品を「作る」行為は、間違いなく教育・保育的な側面を持っている。例えば『保育所保育指針』や『幼稚園教育要領』、あるいは『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』といった、乳児・幼児に関わる全ての課程において、「表現」の項目の「内容」の中に「感じたこと、考えたことなどを音や動きで表現したり、自由にかいたり、つくったりする。」や「かいたり、つくったりすることを楽しみ、それを遊びに使ったり、飾ったりする。」とあり³、著作物の生成が課程にとって必要不可欠であることが示されている。また、文部科学省が公示する『小学校学習指導要領』においては第2章「各教科」の「図画工作」の中で、「表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、作り出す喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。」⁴ことを「目標」に、その「内容」を「表現」と「鑑賞」に分け、“作ること”

“見ること”の能力を培うこととしている。特に「鑑賞」には全学年を通じて「自分たちの作品」を鑑賞することが挙げられており⁵、これは法律行為としてはどういった可能性を孕んでいるのか検討が必要な部分でもあろう。さらに興味深いのは、図画工作の「指導計画の作成と内容の取扱い」の中で、「校内の適切な場所に作品を展示するなどし、平素の学校生活においてそれを鑑賞できるよう配慮するものとする。」という記述さえも見受けられる点である⁶。

このように教育・保育活動の中で、子どもたちが「作品」という“著作物”を創ることは『保育所保育指針』や『幼稚園教育要領』、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』、『小学校学習指導要領』を概観しただけでも、多いにありうるが見取れる。けだし、その文言の解釈次第で、本来は著作権法が看過しない、もしくは、違法と見做されるような行為も含まれているのである。

3. 教育・保育現場における子どもの著作物の取り扱いに関する問題点

教育・保育現場において、子どもたちが著作物を作ることは必然と言っていい。しかし、その必然的に生み出される子どもたちの著作物の著作権の重要性が、これまで著作権法学の場でほとんど思慮されてこなかったことについては驚く他ない。

本稿1でも述べたように、我が国の著作権法はベルヌ条約に準拠し、その権利の発生について、登

録を要しない無方式主義を採用している。すなわち、たとえ拙い作文や落書きのような子どもが描いた絵であったとしても、それが文章や絵として完成していると著作者本人が主観的に判断していれば、法解釈上は著作権が発生することになる。

また、著作権法は年齢による権利の区別を設けてはいない。つまり、子どもの表現行為であるからといって、発生する権利が大人のそれに劣るわけでもないのである。子どもの作った作品は、大人が作った作品と同じように保護される。

このように考えると、教育・保育現場において必然的に生み出される子どもたちの作文や絵画などという著作物は、店頭で販売されている本や美術館などで展示されている絵画等と全く同じレベルで、著作権法上の保護対象となっていると言えるだろう。

ところが、教育・保育現場は日々発生する子どもの著作物に対する著作権について、配慮している様子は見えない。例えば、著作権法は著作者人格権の支分権の一つとして公表権⁷を、著作財産権の支分権の一つとして展示権⁸を規定している。これらの規定はいわゆる作品の公表や展示に関わる一切の諸権利——それには、展示をする、しないといった判断も含まれる——を著作権者に付与しているが、教育・保育現場では著作権者である子どもたちの作品に対する意向などというものはほとんど考慮されないであろう。実際、提出された子どもたちの作品は半自動的かつ強制的に教員の手によって教室の壁面などに展示されてしまうことが多いものと思われる。

また、展示される場所についても著作権者である子どもたちが選べるわけではなく、名簿順などで単に規則的に並べて壁面などに展示される場面が多いであろうことは容易に想像がつく。作品に付される著作者名についても凡そにして本名での表記であり、ペンネームや雅号、匿名の使用といったことは認められない。本来ならば、それらは著作権法第14条の著作者の推定⁹や第19条の氏名表示権¹⁰からも明らかな著作者として当然の要求なのであるが、同様のことを子どもたちが要求してきた場合に、それが法律行為であるとして素直に認められる教員がどれほど存在しているのだろうか。

以上のことから考えれば、教育・保育現場における子どもたちの著作物の取り扱い、公表権、展示権侵害をはじめとして、場合によっては氏名表示権違反など著作権法上の違法行為を構成する蓋然性が極めて高い。更に近年では、子どもたちの作品をスキャナで取り込み学校のホームページで紹介することや、学校のパンフレット等の印刷物に利用するという場面もあるものと考えられるが¹¹、これも著作権法上の複製権¹²侵害等に該当するのである。

4. 教育・保育現場における子どもたちの作品に対する著作権侵害の危険性

もともと、ここまで議論をしてきた事象については明快な反論がありうる。すなわち、“これまで誰が教育・保育現場における子どもたちの作品に対する著作権侵害を問題視したのか”、“仮に現行の教育・保育現場で子どもたちの作品に対する著作権侵害が横行しているとしても、今までそのことが問題視されることはなかったではないか”という疑義である。確かに、教育・保育現場での子どもたちの作品への著作権侵害行為はこれまで特段に問題視されることはなく、本稿のような議論は“寝た子を起こす”種類のものに見えるであろう。

だが、コンプライアンスが強く叫ばれる現代社会において、教育・保育現場であることをもって著作権法の枠外にあるような聖域であると妄信することは望ましいことではない。ましてや一億総クリエイター社会を謳い、“誰でも著作権者になりうる”ことを良とする現代においては、市民に社会性を教えるべく設立された教育・保育現場こそ著作権法を遵守する必要があるだろう。

さらにここに来て、いわゆる環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の枠組みの中で、刑事罰をとともなう著作権侵害行為の一部がこれまでの親告罪から非親告罪化へと転換することがほぼ決定的となっている点も、教育・保育現場がこの問題を真剣に考えなくてはならない起爆剤となるだろう。今までは、たとえ教育・保育現場で子どもたちの作品に対する教員側の著作権侵害行為が多数見受けられたとしても、その行為について被害者側(子どもたち側)からの告訴がなければ実質的に刑事上の問題とする

ことは困難であった。実際、「授業で作った自分の作品について、先生が自分の意図とは異なる利用をしたから、著作権侵害で捕まえてほしい」などと警察署に駆け込むような子どもは想像しにくいだろう。その意味で教育・保育現場における著作権侵害は著作権法の“非親告罪の防壁”によって刑事罰をとまなうような局面では顕在化しなかったとも言える。しかし近い将来、刑事罰をとまなう著作権侵害が非親告罪化した場合に、教育・保育現場であることを免罪符にすることはできないであろう。

また、最近では教育・保育現場における保護者対応がより高度化・複雑化していることも、本稿が提示する課題に真剣に取り組むべき根拠になりうると思われる。現状においても教育・保育現場というものは、著作権法の民事的側面においては“訴えられれば弁解の余地はない”環境にある。本稿2で述べたように、教育・保育現場には指摘しきれない頻度で著作権法上の違反行為が溢れている。これを的確に指摘し、民事上の争訟の種にする者は現状ではほとんど存在しないが、考えようによっては、「自分の子の作品が不適切な形で取り扱われている」などとして是正を要求された場合に、新たな視点での保護者対応の必要性を予期させる側面を孕んでいるとも言えるであろう。

以上のように、教育・保育現場の著作権法的側面における環境は、良い状況にあるとは言い難い。むしろ、今後において対応不可避な状況を生み出す要素に満ち満ちていると称するほうが、より妥当することは間違いないであろう。

5. 教育・保育現場をとりまく著作権環境はどうあるべきか

これまで教育・保育現場で起こりうる著作権侵害事例について検討を試行したが、一方でそれらをどのように防ぐかについても考える具体策を提示しなければならないだろう。当然のことであるが、教育・保育現場と子どもたちが著作物を作る行為とは一体不可分の常況にあり、その常況が存在し続ける限り、子どもたちの作品の著作権は侵害され続けることになる。すなわち、教育・保育課程において子どもたちが作品を作ることは必然であり、保育指針や各種指導要領などに従って教員らが子どもたちから許諾を得ていない展示などの態様でもって作品を利用すれば、それらの作品の著作権が侵害されることは容易に想像できるのである。この教育・保育現場では不可避的に起きうる問題を、いかに回避するかという観点から考える手段について、本章では具体的に検討を行いたい。

(1) 入園・入学時などに教育・保育現場における子どもたちの作品の利用について説明する

大和淳は教育・保育現場における子どもたちの著作権の問題について、「学校教育活動を円滑に実施するために、入学時や年度初めに教育方針の一環として児童、生徒の作品の利用についても包括的に説明しておくという方法も考えられます（教員による指導は、児童、生徒の学力（表現力を含む）の伸長を目指すものなので、暗黙の了解があると考えられることもできますが、教員が児童、生徒の作品を、当然に加工したり利用したりできるというものではありません。また、児童、生徒やその家庭のプライバシーに関わる内容が含まれる場合には、個別の配慮が必要でしょう。）」と述べ、その解決方法を提示する¹³。なるほど、この方法を用いれば子どもたちには“説明した”ことになり、少なくとも著作権法が嫌う著作者への不意打ち的な利用をしたとは言えなくなるかも知れない。

しかし、この方法は致命的な問題を内包していると思われる。

まず、“誰に説明をすると有効に機能するか”が分からない。通常、著作権に関わる問題のアクターは著作者、著作権者、利用者といったところであり、本稿が問題とするような教育・保育現場における問題においては著作者と著作権者は同一人物であることが容易に想像できることから¹⁴、そのアクターは著作(権)者と利用者とするのが筋であろう。すなわち、素直に考えれば大和淳の言うところの説明者は子どもたちの作品の利用者である“教員ら”で、説明を受けるのは作品の著作(権)者である“子どもたち”ということになるだろう。だが、実際に本稿が想定をしている子どもたちは0~12歳の者たちであり、そのような年齢者に説明をしたところで、その説明の内容が理解できるとは到底考えられない。仮に平均的な12歳の子どもに、「あなたが授業などで作った作品を、先生が展示したり、

学校のパンフレットなどに複製したりする可能性があることを理解して欲しい」と一方的に説明をしても、果たして、この説明が法的な意味合いを含有していることにどれだけの児童が気付くのであろうか。児童が理解できるとしても、乳児、幼児の場合はどうか——このように考えていくと、説明の実効性は甚だ疑問である。

もともと、説明対象として子どもたちではなく、その親権者である“親”に説明をすべきとの意見もあるだろうが、著作権法が著作者に付与する著作者人格権は一身専属であることを前提としている¹⁵。本稿3で問題となりうるとした公表権、氏名表示権もこの著作者人格権に含まれ、このような諸権利については、権利者ではない親に説明をしたところで、絶対的な効力は得られないであろう。

(2) 入園・入学時などに教育・保育現場における子どもたちの作品利用の包括的利用契約を結ぶ

教育・保育活動において、子どもたちの著作物が生み出され、そのことが教員らによる著作権侵害行為をまねき易いことはすでに本稿2、3、4などで具体的に説明した通りである。子どもたちの作品の利用を教員らの判断で勝手に行ってしまうと、その行為がいかに学習指導要領などに根拠があるものであったとしても、法律はその根拠をもって例外とは看做さない。

そこで一つの方法としては、入園・入学時に子どもたちの作品利用に関する包括的契約を園や学校側が結ぶというやり方がある。すなわち、著作権法に基づくことが教育・保育現場での違法行為を創出するのであれば、著作権法に基づいて、著作(権)者である子どもたちと、著作物利用者である教員側が利用許諾契約を結んでしまえば問題は起きないということである。法律に基づく方法ということで、この方法が有効であれば教育・保育現場に与える安心感は相当なものとなる。

しかしながら、結局はこの方法も多くの攻略し難い問題を抱えている。

入園・入学時に子どもたちと園や学校が著作物の包括的利用契約を結ぶといっても、本稿が想定している著作(権)者は0～12歳の未成年者たちであり、このような年齢層の場合、世の中に溢れる数多の法律行為としての契約は単独では行えないことは自明である。おそらく、園や学校が著作物の包括的利用契約を子どもたちと結ぼうとする場合、民法第5条¹⁶に則した親権者の同意が必要となるとの結論になるだろう。だが、親権者の同意があるとしても、本稿の5(1)でも指摘したように、当該契約の中に一身専属である公表権や氏名表示権についての、いわゆる著作者人格権の不行使特約を含んで良いものなのかどうかは疑問である。当該契約を可とするか不可とするかについては、著作者人格権の形質をどのように解釈するかという問題に直結するであろう。場合によっては民法第1条3項の権利濫用などで、契約そのものが無効となる可能性も排除できないと思われる。

更に、“契約”という形式を採ることは、子どもたち自身や親権者から、その契約の締結を拒否されることも前提とする。つまり、契約を拒否された場合、その契約の締結に至らなかった子どもが教育・保育現場で作った作品を全く利用できないこととなり、園や学校内で子どもたちの作品を展示するといったことが行われる際、その子どもの作品だけ展示されないことになる。こういった状況が生み出されることが、教育・保育現場において相応しいのか否かについては、より専門的な教育学の視点からの検討が必要であろうが、少なくとも、あまり良い状況であるとは言えないであろう。この問題を打破するために、展示などに際して契約締結に至っていない子どもだけ、作品の利用の可否について改めて個別的な契約を結ぶという方法もありうるが、これは明らかに教育・保育現場への負担を強いることとなり、現実的ではないとの結論に達しよう。

このように考えていけば、著作(権)者である子どもたちと、著作物利用者である園や学校などとの著作物の包括的利用契約という方法は、本稿が論ずる教育・保育現場の著作権環境の改善法としては、あまり効果的でないと言わざるを得ない。

(3) 展示などの著作物の利用行為は子どもたちの意向に沿って行う

ほかに考えうる手段として、子どもたちの作品の展示などを行う際に、その展示を子どもたちの意

向に沿って行うということが考えられる。教育・保育の著作権環境において、現場が採りうる最も簡便な防衛策というべきものが、この方法であろう。すなわち、園や学校で子どもたちが作った作品を展示するなどの際には、その展示の可否も含めて、展示方法や表示する氏名の形態などに関する要望を事細かに聞き、子どもたちの意思に適合した作品利用を行うということになる。

『保育所保育指針解説書』では、「子どもがかいたり、つくったりしたものを丁寧に扱うとともに、その飾り方や提示の仕方に工夫を加えて、魅力的な室内環境にしていくことが求められます。¹⁷⁾」とあり、上段の「子どもがかいたり、つくったりしたものを丁寧に扱う」という部分から著作物に対する著作権法の遵守が、中段の「飾り方や提示の仕方に工夫を加えて」という部分から著作物の展示等の行為に対する特別な配慮の必要性が導出できると思われる。一方で、『幼稚園学習指導要領解説』や『小学校学習指導要領解説 図画工作編』には、子どもたちの作品に対する尊重や配慮について記した部分は少なく、あくまで教育的な効能という側面からの記述しか見当たらない。しかし、本稿がこれまで説明してきたように、教育の課程における子どもたちの作品と言っても、権利が化体した著作物としての取り扱いが必要であり、子どもたち自身に対しても著作(権)者としての地位を真摯に認めるべきである。

以上の観点から、作品の掲示などに際して、著作(権)者である子どもたちの意向を一定程度酌み、単に機械的に出席番号順などに並べて展示するのではない方法が採られるべきであろう。だが、この指摘は法律論としては正論である一方で、教育・保育現場にとっては多大な労力の負担を強いるものとなる。実は、子どもたちを純粋に著作(権)者であると考えれば考えるほど、著作(権)者にありとあらゆる特権を付与する著作権法は、教育・保育現場にとって非現実的な要求を課す悪法とも言える存在となりうることは疑いようがないのである。

(4) 教育・保育現場において子どもたちの作品などを利用しない

ならば思い切って、教育・保育現場において子どもたちの作品を利用しないという方法も考える。つまり、子どもたちの作品の取り扱いを、成績評価などのあくまで“非公開”な場においてのみの教育・保育上の利用に留め、展示や複製などの著作物利用は一切行わないというやり方である。この方法であれば教員などが主体となって子どもたちの作品を公開することはないので、著作権法上の問題が生ずることはなく、あくまで教育・保育課程上必要な最小限度の利用の範囲内に留まることとなる。

ところが、実際に著作権法と教育・保育現場を分離しようと考えたと、その実現がいかに困難であるかを思い知らされることになる。教育現場を例に挙げると、例えば国語の時間に子どもたちが書いた作文は著作物であり、それを無断で学級通信等に載せると複製権侵害を構成する。社会の時間に子どもたちが作るような学級新聞についても同様である。体育の授業であっても、子どもたち自身で創作したダンスを、教員が無断で録画し学校のホームページ上などで公開するような場合には、舞踏の著作物に対する上映権や複製権の侵害として著作権法上の問題が生ずることとなる。要するに、本稿2、3、4で既に論じたように、教育・保育現場には著作権法に関わる法律行為が溢れかえっており、これらの法律行為に類するものだけを切り離そうと試みても、実質的にそれは不可能と言わざるをえない状況が見て取れる。

また、著作権法上の違法行為を惧れて教育・保育活動を行った場合は、それは保育指針や各種指導要領上に定められた子どもたちの教育・発達の機会を奪うことになるだろう。言うまでもないことであるが、保育指針や各種指導要領というものは「書く」ことや「描く」ことなどを通じた発達や成長に重きを置いているのであり、子どもたちに著作物を作らせることを主たる目的とはしていない。教育・保育現場における著作物とは、言わば教育・保育課程において副産物的に生成されるものであり、生成された著作物に価値を見出すことを訴え、議論の対象とする本稿の立場の方が現場にとっては異質であると言える。

以上のことを考えれば、教育・保育現場から著作権法に抵触する要素を排除することはそもそも困難であり、この議論を実現しようとする事自体が教育・保育課程が担う重大な公共性を奪うことに

なりかねない。その意味で、教育・保育現場から著作権法に抵触する行為を分離しようとする方法を採用することは非現実的であると言わざるをえないであろう。

(5) 著作権法改正でもって教育・保育現場における子どもたちの作品に関する著作権を制限する

これまで本稿が検討してきた子どもたちの著作権環境を改善する方法は、相当に教育・保育現場の活動を委縮させるか、不当に子どもたちの権利を侵害するかの二者択一を迫るものであった。実のところ、このような状況を打破するためには、もはや立法論に訴えるという道しか残されてはいないように思われる。ただ、法改正を前提とした解決策を安易に提示することもまた、法律の世界では望ましいことではないかも知れない。

もっとも、教育・保育現場における子どもたちの著作権をめぐる環境の課題については、様々な条件を精査する限り、著作権法の改正を要すると断ずるだけの条件を兼ね備えていると思われる。すなわち、(a)教育・保育現場では日常的に子どもたちの著作物が生成され、(b)それらの著作物を利用しないと、(c)教育・保育現場の活動の多くは成立しないからである。はじめにでも述べたように、我が国の著作権法は既存の著作物の教育・保育現場での利用については著作権法 35 条という立派な盾を準備するが、教育・保育現場で作られた子どもたちの著作物に対する教員などの利用という不可避の行為に対しては、何ら予防策を講じない。著作物の利用という視点から考えれば、学校の外のものであろうが、内のものであろうが、著作権法に基づいた訴訟リスクという点においては同等なはずである。そうであるにも関わらず、日頃から著作物を作る機会を子どもたちに提供し、その作品を利用する学校・園側の責任の軽減措置を法的に準備しないことは、まさに現場に不要な訴訟リスクを高める法の欠缺とも言える状況を呈している。

このように考えると、著作権法改正を主眼に、教育・保育現場における子どもたちの著作権に制限をすることに正当性がないわけではない。もっとも、権利を制限すると言った時に、“どこまで制限するのか”、“どこまで制限できるのか”という課題は生じることとなる。教育・保育現場に関わることであれば全てを著作権法の適用外に置くというような広範な制限を採用することは、著作権法という法の目的に照らして適切ではないだろう。また、問題となる教育・保育現場の子どもたちの作品への利用形態に対しては、著作者人格権という著作権の中でもより個人の人格に結び付いた権利が、違反行為の起点になるものが多いことは本稿 3 でも説明した通りである。著作権法学の通説は、この著作者人格権を人格権と捉えており、当該権利に制限を課すことを快く思わないであろうことは安易に予測される。このような課題をいかに論理的に回避していくかが重要になるだろう。

雑多な考え方ではあるが、教育・保育現場において発生する子どもたちの著作権に制限をかける場合、その制限はあくまで教育・保育現場という“空間内”の利用に対するものに限るべきであると思われる。すなわち、保育所や幼稚園、学校という物理的な空間内においてのみ、子どもたちの著作権は制限をされるべきであろう。と言うのも、保育所や幼稚園、学校の外における子どもたちの著作物の利用というものを、純粹に非商業的な利用形態であるとは断じにくい。例えば、子どもたちの作品を園や学校のホームページで紹介するなどの行為は、園や学校や“外”に対して著作物を利用しており、しかも園や学校についての宣伝効果を完全には排除しきれないものである。このような園や学校側の行為を無制限に許諾し、著作者である子どもたちの権利を制限することは相応しくはないであろう。対外的・商業的要素が少しでも客観視できる利用行為については、やはり通常の著作権処理に基づいて、子どもたちや親権者の許諾が必要であると考えべきである。

一方で、教育・保育現場において発生する子どもたちの著作権のうち、その支分権をどこまで制限するかであるが、これについては教育・保育の目的を達するために必要と認められうる範囲のものは無制限に制限を行うべきであろう。すなわち、展示権や複製権などの著作財産権のみに限らず、公表権や氏名表示権などといった一身専属の著作者人格権であっても、その行使に制限をかけるべきであろう。無論、これについては既に説明したように異論もありえようが、著作者人格権を制限する規定は情報公開法などに既に存在するため、著作者人格権は不可侵の人格権であるとの論点をもってして

- p://www.youho.go.jp/data2014/jimul40430.pdf (2015年12月20日アクセス) 21頁。
- ⁴ 文部科学省 『小学校学習指導要領』 (2008年) 71頁。
 - ⁵ 文部科学省 前掲注4) 第1学年及び第2学年について71頁、第3学年及び第4学年について72頁、第5学年及び第6学年について74頁。
 - ⁶ 文部科学省 前掲注4) 75頁。
 - ⁷ 著作権法第18条1項(公表権)「著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。」。
 - ⁸ 著作権法第25条(展示権)「著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。」。
 - ⁹ 著作権法第14条(著作者の推定)「著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称(以下「実名」という。)又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの(以下「変名」という。)として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。」
 - ¹⁰ 著作権法第19条1項(氏名表示権)「著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著物の著作者名の表示についても、同様とする。」。
 - ¹¹ 文化庁『著作権教育5分間の使い方 場面对応型指導事例集』(2005年) <http://chosakuken.bunka.go.jp/1tyosaku/kyouiku/sidoujireishu/pdf/all.pdf> (2016年1月17日アクセス) 24頁。
 - ¹² 著作権法第21条(複製権)「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」。
 - ¹³ 大和淳 前掲注2)
 - ¹⁴ 著作権という権利は、財産的利益を保護する著作財産権と、人格的利益を保護する著作者人格権の二種類に大別することができる。著作財産権は著作権法第61条により譲渡することが認められ、一方の著作者人格権は著作権法第59条(後掲注15))によって譲渡できないものとされている。これにより、作品を作った者が、その作品の著作財産権を他者に譲渡した場合などには、著作権者(著作財産権を持つ者)と著作者(著作者人格権を持つ者)が別人となることがありうる。
 - ¹⁵ 著作権法第59条(著作者人格権の一身専属性)「著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。」
 - ¹⁶ 民法第5条1項(未成年者の法律行為)「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。」
 - ¹⁷ 厚生労働省 『保育所保育指針解説書』(2008年) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04b.pdf> (2016年1月12日アクセス) 96頁。
 - ¹⁸ 但し、変名や匿名で作品を発表することも、子どもたちにとって何らかの教育的効果を生じさせるもの考えられる。
 - ¹⁹ 中山信弘も「著作権法は著作物という情報の独占的利用権を認める法であるが、その独占権は時として過剰な力をもつことがある。」と述べている(中山信弘 前掲注1) 281頁。)